

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
第8回ガス事業環境整備ワーキンググループ

日時 令和8年3月31日（火）15：00～17：02

場所 対面（別館2階 231会議室）／オンライン併用開催

1. 開会

○迫田ガス市場整備室長

00：21：22

定刻となりましたので、ただ今から、総合資源エネルギー調査会次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会第8回、ガス事業環境整備ワーキンググループを開催します。私はガス市場整備室長の迫田でございます。委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、年度末のご多忙のところをご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は対面、オンライン併用のハイブリッド形式での開催となっております。またウェブ中継も行っており、そちらでの傍聴が可能となっております。なお田村委員は対面で途中参加、田中委員はご欠席の旨、ご連絡を頂いております。

それでは以降の議事進行は、山内座長にお願いいたします。

○山内座長

山内でございます。よろしくお願いたします。

早速ですけれども、議題に入りたいと思います。お手元の議事次第をご覧いただくと、今日は3つの議事がございます。最初はシステム改革の検証の一環として、ガス事業の基盤整備と事業者の持続性確保に向けての議論です。これがメインの今日の議題です。それから2つ目が、制度環境の変化を踏まえた規制料金の対応についてということになります。3つ目は、経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況報告であります。

それでは最初の議題について、迫田室長からご説明をいただいて、その後、議論にさせていただきます。よろしくお願いたします。

2. 議題

①ガス事業の基盤整備と事業者の持続性確保

○迫田ガス市場整備室長

それでは、資料3に基づきましてご説明をさせていただきます。まず本日ですけれども、前半は議論の整理ということでありまして、3～7スライド目についてはご説明を割

愛させていただきます。8スライドをご覧ください。

前回の議論では需給について取り上げさせていただきましたが、状況変化ということで、足元で中東情勢が緊迫化をしているところがございます。現在のLNGの輸入の現状です。わが国のLNGの輸入先については調達先を多角化しているということでありまして、こちらの電力・ガス併せてのデータになっていますけれども、中東依存度は10.8%、ホルムズ依存度は6.3%となっています。こちらではお示ししておりませんが、本ワーキングの対象のガスは、ホルムズ依存度はほぼないという状況になってございます。

9スライドをご覧ください。こちらのスライドは、前回ご議論いただいたものでございますけれども、その際、内容につきましてはおおむねご賛同いただいたということでございますが、そちらの内容を踏まえてリバイスしたものでございます。中央より下に対応検討例がありますけれども、1つ目の◆(ダイヤ)のところでは、供給計画、製造計画については、前回、5年程度としてはどうかということで提案をさせていただいておりましたけれども、こちらについては、計画期間について「5年程度を前提に検討を進める」という記載ぶりにさせていただいております。

00:25:12

2つ目の◆(ダイヤ)については、計画を通じて把握すべき情報、そして、計画上は位置付けられていない情報についても、捕捉のあり方を何らか検討する必要があるのではないかとこのように修正をさせていただいております。3つ目の◆(ダイヤ)は、原料のヒアリングです。こちらは実務ベースで行っているとご紹介を差し上げたところがございますが、今後の方向性として、定期的にモニタリングを行うということとしてはどうかとさせていただきます。また、最後の◆(ダイヤ)につきましては、カーボンニュートラル化の対応は、今後カーボンニュートラルでの議論も踏まえて、整理を行いたいということでございます。いずれについても、前回の議論を踏まえてご賛同いただいたところを修正したものであるということではありますけれども、具体的な対応案については冒頭にも書かせていただいているとおり、今後のワーキングにおいて、改めて提示をさせていただきたいと考えております。

10スライドをお願いします。こちらは参考ということでございますが、3月10日に官民で、LNGの調達にあたって情報共有の場を設けたところです。こちらの会議では、政府、そして事業者の双方が一堂に会する形で情報共有を行うとともに、平時以上に官民で緊密に連携して、電力・ガスの安定供給を実現していくということを確認したところでございます。

11スライドをご覧ください。国内の電力・ガスのLNGの消費量ということでございます。都市ガスについては1年の需要の推移をお示しさせていただいておりますけれども、冬に需要が増えるということでございます。一方で、まさに明日から4月ということになりますけれども、春以降は、冬よりももう需要が一段落ちるということになってございます。

12 スライド目をご覧ください。こちらは足元の LNG の在庫の推移でございます。データの都合上 12 月末となっておりますが、実際は事業者の方々にヒアリングを行っておりまして、現在、足元の在庫水準も、例年と同じぐらいのペースの推移ということを確認しているところでございます。

それでは本日のメインのテーマということで、事業基盤の整備と持続性の確保ということで、14 スライド目をご覧ください。こちらも前回お示したスライドでございますけれども、安定供給はエネルギー事業における普遍的な価値観であるということでございます。安定供給を行っていく上では、供給インフラの維持・整備、保安・緊急時対応、人材・技術の確保といったような要素が不可欠ということでございます。前回は需給全体の見通しについて議論をさせていただいたところでございますけれども、こうした全体の需給見通しの下で、今、申し上げましたような供給インフラの整備をはじめとした要素をしっかりと対応していくことが課題になるということでありまして、本日はこちらを議論させていただきたいと考えているところでございます。

15 スライド目をお願いします。現在、足元では人口減少など社会構造変化が生じているところでございますけれども、引き続きガス事業が健全に発展していくためには、ガス事業者が需要に対して必要な事業基盤を維持するとともに、需要獲得等を行いながら成長していくということが重要でございます。そのためには供給インフラ設備への投資や、人口減少などへの対応を念頭に置いて DX や AI などの活用を進めるとともに、個社による対応では限界がある部分については、事業類型の垣根を超えた対応をするといったようなことも必要ということでございます。

00 : 29 : 50

また現在では、中には、事業基盤を維持していくために多角化を行っておりまして、コアとなるガス事業を支えているという事業者も存在をしているということでございますけれども、やはりそもそものガス事業における収入の予見性を確保していくということが重要ということでございます。

16 スライドをご覧ください。こちらは参考の資料ということですが、今後の就業構造の推計でございます。今後は AI やロボットの活用、リスクリング等によって労働需要で見ますと効率化され、大きな不足は生じていないということではありますけれども、一方では職種や学歴、地域間では、需給のミスマッチが生じるのではないかと推計のデータでございます。

17 スライドをお願いします。こちらは地域別のミスマッチの状況でございます。地方では現場の人材も大きく不足していくことが見込まれるというものでございます。

18 スライドをお願いします。職場におけるロボット利用の省力化の効果でございます。電力、ガス、熱供給ということでまとめられているものでございますけれども、こうした広域事業については、ロボットの利用で省力化の効果がかなり見込まれるという推計でございます。

24 スライドをお願いします。現場でのロボットの利用状況ということで、今、申し上げましたその電力、ガス、水力、熱供給については、ロボットの利用というのが他の業種に比べますと若干高いということでもありますけれども、今後の省力化のためにはさらに進めていく必要があるというふうに考えられるところでございます。

26 スライドをお願いします。こちらはガスに限った話ではなく、一般的な中小企業全体のデータでございますけれども、省力化投資を行う上での課題ということで、業務の標準化が難しい、投資効果が不明である、自社に適切な設備の詳細が分からないといったような課題があるということでございます。こうした課題については、全国の地方の都市ガス事業者においても、同様ではないかというふうに考えております。

27 スライドをお願いします。一方で、こうしたその省力化のための支援策については、さまざま用意がされているところでございますけれども、この支援策をどのような形で活用すればいいのか、なかなか理解が難しいといった声があるというのも、一般的な中小企業ということでございます。

それでは、22 スライドをお願いします。企業がDXに取り組まない理由ですけれども、現場でリードをする人材が不足をしているというのが課題として挙げられているところでございます。

23 スライドをお願いします。中小企業はデジタル化に取り組みつつあるところでありまして、全く利用していない中小企業もありますが、使っているところであったとしても、初歩的なデジタルツールということになっておりまして、もう一つ、一歩先に進めていくことが課題ということになってございます。

24 スライドでございますけれども、こちらはホワイトカラー業務を中心に、今後は自動化していくということが考えられるということです。さらに、ロボットへの適応ということも進む見通しとなっております。

25 スライドをお願いします。こちらにつきましては、消費者物価、金利も上昇傾向にあるというスライドでございます。

26～31 スライドにつきましては、以上、説明させていただいた点について、これまで出ていた議論における主なご意見を再度整理させていただいたものでございますので、本日は説明を割愛させていただきます。

それでは、ガス事業の事業基盤整備ということで、33 スライドをお願いします。ガス事業者の足元の状況でありますけれども、気温の上昇や一世帯あたりの人数の減少、また省エネの進展などによって、既存の小口供給量は減少傾向にありますが、ガス事業者は安定供給の確保や新規の需要開拓のため、引き続き、一定の投資を行っているところでございます。

00 : 35 : 00

他方で、電気の小売販売や不動産事業といった事業の多角化を進めることで、企業としての収益を確保しているガス事業者も存在をしています。また、人手不足対応のため、D

X・AI等の活用による省人化・省力化といったことが急務でございますけれども、その専門人材の採用やシステム開発への投資が必要という状況でございます。省人化・省力化に向けましては、最適化や付加価値創出の観点でも多様な関係者による協創や協調、こうした観点も重要になってくるということでございます。

35 スライドをお願いします。こちらのスライドはガス事業がどのような設備投資を行っているのかをまとめさせていただいているものであります。下の図のほうでございますけれども、左上です。例えばガス事業では、熱量調整設備の増設を行う場合には大体1～2年程度、タンクの増設には3～4年程度、幹線の増設には4～6年程度の期間がかかるということでありまして、また、規模については100億円規模という投資が必要になってくるということでありまして、また、導管につきましても、例えばねずみ鑄鉄の対策がおおむね完了してきているということでありまして、白ガス管、DG管といったところについては、まだ対応が残っているということでありまして、耐震化につきましても右側の表にもございますように、地域間によっても対応の状況に差があるということでありまして、引き続き耐震化・高経年化対策を進めていく必要があるという状況でございます。

36 スライドをお願いします。こちらは大型の設備投資の例ということで、左側は西部ガスのひびきLNGのタンクの増設でございます。右側は東京ガスのLNGサテライト設備の設置というもので、こちらは山形で行っている事例ということでございます。

37 スライド以降でありますけれども、こちらは、3月9日にガス安全小委員会が開催されたところでございまして、そちらの資料ということであります。このガス安全小委員会におきましては、ガスシステム改革の検証が行われたところでありますけれども、このシステム改革によって足元での問題となる事象が生じたということではない、影響がないということが確認されたところでして、今度も引き続き、ガス安全高度化計画2030に基づいて、関係者における取り組みを継続的に実施していくことが重要というふうにされたところでございます。

38 スライドをお願いします。こちらはガス保安分野における人材の将来見通しということでありまして、下の表にもございますように、令和6年度の新卒採用者の計画数を達成できていると回答した事業者は2割程度にとどまっております。また、中央の円グラフにもありますように、自己都合離職者は若手が多いというお答えということもございまして、省人化・省力化に向けた取り組みが必要ということでございます。

39 スライドをお願いします。DXやAIへの対応の状況ということでございまして、後ほど簡単に事例をご紹介させていただきますけれども、大手のガス事業者はDX、さらにはAIまで対応を進めているということがございます。中小規模のガス事業者において、は高度な技術導入というのが限定的ということでありまして、まずはその電子化・ペーパーレス化から、そしてIoT、こうしたところを進めているということでございますが、ガス事業全体の保安の高度化を進めていくためには、底上げをしていくことが必要になるというふうに考えられるところでございます。

40 スライドをお願いします。段階的なDXの対応ということでございますけれども、デジタル化に親和性が高い業務が、左の円グラフに4つございますけれども、定型的な業務です。こうした業務につきましては、デジタルと親和性が高いということでもありますけれども、一方で、人が判断をしなければいけないような領域というものがございまして、非定型的な業務については、なかなかそのデジタル技術のみで業務運営を行うことということについては、消極的な領域ではないかということでもございました。

00 : 40 : 13

41 スライドをお願いします。また、同委員会では将来に向けた対応ということも、議論をされているところでございまして、人材・技術・設備への適切な投資の促進と制度を含めた環境整備に取り組むことで、保安レベルを維持・高度化し、安定操業を通じて、さらなる投資につながる好循環の実現を目指すべきとの方向性が示されたところでございます。

43 スライドをお願いします。こちらはスマートメーターの普及により期待される効果ということでもありまして、スマートメーターの導入は2020年ごろから進んでいるところでございます。左の表をご覧くださいと思いますが、スマートメーターの比率が8割を超えている中小規模の事業者も存在をしているというところでございます。スマートメーターの導入により期待される効果ですけれども、検針データを日次で把握できることや、保安情報の迅速な提供が可能になるということがありますし、さらには導管の流量・圧力をより精緻に把握できるということで、ネットワークの技術面でもメリットがあるということでもございます。

44 スライドは甲賀協同ガスさんの事例でありますけれども、スマートメーター化のきっかけは、検針員の高齢化による人手不足ということでもございました。

45 スライドについては、以前のワーキングでもお示しさせていただいたスマート保安の導入の事例ということで、本日は説明を割愛させていただきます。

46 スライドですけれども、こちらは大垣ガスさんの事例であります。クラウドを活用して、施工管理をしているという事例でございます。

47 スライドは岡山ガスさんの事例でございまして、橋梁（きょうりょう）やガスホルダーの点検、こうしたものにドローンを活用しているというものでございます。

48 スライドでございますが、静岡ガスさんの事例でございます。VRを使った保安の研修を実施しているというものでございます。

49 スライド、こちらからは大手になりますが、大阪ガスネットワークさんの事例であります。LiDARを使ったスマートフォンです。これでガス管を撮影することで、図面や書類を自動的に作成するというので、省力化を図っているというような事例でございます。

50 スライドをお願いします。こちらは東邦ガスネットワークの事例でありまして、AIを活用して、ガス導管の劣化予測を行っているものでございます。

51 スライドをお願いします。こちらは同業種・他業種との連携ということで、左側は静岡ガスさんの例でありますけれども、中部電力や上下水道と連携をして自動検針の実証を行っているというものでございます。また、右側でありますけれども、こちらは日本ガスさんの事例でございまして、生活に関連するサービス、これをさまざまな事業所とも連携しながら実施しているというものでございます。

52 スライド、こちらにも以前のワーキングでお示しさせていただいたものでありますけれども、東京ガスネットワークが東京電力パワーグリッドと、NTT東日本と、社会課題を解決するためのアイデアプラットフォームを展開しているというものでございます。

53 スライドをお願いします。他業種との連携ということで、岡山ガスさんの例でございますけれども、バスやタクシーにカメラを搭載することで、街中で他のガス以外の工事がどこで行われているのかといったことを自動で検知をするというようなことで、業務の効率化を行っているというものでございます。

00 : 45 : 00

54 スライドをお願いします。こちらはガス事業者同士と言いますか、導管業者と小売事業者の連携の例ということでありまして、東京ガスネットワークが都市ガスの需要開拓を行うガス小売事業者に向けた対応として、導管の埋設状況が検索できるサービスというものを公表しているという事例でございます。

55 スライドでありますけれども、東京ガスがオクトパスエナジーと共同出資をして、TGオクトパスエナジーを設立しているものでございます。デジタルプラットフォームである「クラーケン」、こちらで情報の一括管理を行うということでございまして、最先端のデジタルプラットフォームのノウハウ、こうしたものを蓄積しているというものでございます。

56 スライドをお願いします。ただ今、説明させていただきましたように、ガス事業者のDXの状況というのはさまざまなレベルがございまして、本来的には中小事業者こそが、DX・AIの活用をしていくことが必要であるということですが、自社単独でやっていくことには限界があるということです。もう最後のほうにも申し上げましたけれども、大手ガス事業者のDX活用を好事例として、しっかりと横展開をしていくことが重要ではないかというふうに考えております。

57 スライドをお願いします。ガス事業の持続的発展に向けた環境整備についてということでガス事業者は先ほどもご説明させていただきましたように、引き続き一定の投資を行っているところであります。特に地方におきましては、事業の多角化によってガス事業の収益源を行っているガス事業者も存在をしているというものでございます。DXやAI等の活用による省人化・省力化というものが急務でありまして、専門人材の採用、そして設備・システムの開発、導入といったような新たな投資も必要となってきておりますが、ガス事業者が健全に発展をしていくためには、こうした投資というものが必要になるということでございます。そのためには各事業者が、適正なガス事業としての収益を確保すると

ということが重要になってくるということでありまして、それを可能とする料金制度についても、改めて検討する必要があると考えています。また、最適化・付加価値創出に向けた取り組みを進めるにあたっては、他産業の連携やガス事業の種類の垣根を超えた対応も含め、多様な関係者による協創が重要と考えておりますが、社会構造の変化も踏まえて、ガス事業の規律を不断に見直していくことも含め、対応を検討する必要があるのではないかというふうに考えております。

それでは、59 スライドをお願いします。以降が料金の説明ということで、現状のガス料金がどういう制度になっているかという説明でございます。まずは小売料金でありますけれども、こちらについてはガス小売の料金規制は原則撤廃をされているということでございます。また、2 ポツ目でございますように、原料の変動分については、原料費調整制度というものが導入をされているところでございます。具体的には60 スライドでありますけれども、3カ月の移動平均を取っていきまして、これを3カ月後に適応するというような仕組みということになってございます。

62 スライドをお願いします。こちらは、現在のガス小売料金の動向でございまして、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、LNG輸入価格は高騰しておりまして、足元では小売料金も上昇しているということではありますが、こうしたことを背景としまして、小売事業者のほうでは料金値上げを行っております。直近3年間では57社が行っているところでございます。

63 スライドは直近の例ということで、3社ほど、広島ガス、鳥取ガス、北陸ガスの事例を掲載させていただいております。

64 スライドをお願いします。ガス事業における小売市場の監視ということでございます。

00 : 50 : 00

現在の監視につきましては、まず1つ目の経過措置料金ですが、こちらは各個社の規制部門の直近3カ年の平均の利益率、これが、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門の10カ年の平均の利益率を上回っているか、どうかということをまず確認し、これが上回っている場合なのですけれども、超過利潤の累積額が一定水準を上回っているかどうかといったこと、そして、自由化部門の収支が直近2年連続赤字であるかどうか等を確認、数字の評価を行うことになっております。経過措置料金が解除された場合につきましては、2点目でございます、3年間の特別な事後監視を行うことになってございます。特別な事後監視が終わった後ですけれども、一般的な市場監視を行うということになってございます。

65~68 スライドにつきましては、ただ今、ご説明させていただいたものを当時の資料等も用いながら説明をしているものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

69 スライドをお願いします。自由化の下でのガス小売料金に対する規律のあり方という

ことで、ガス小売事業者は先ほど申し上げましたように、自由競争の下で料金設定を行っておりますけれども、原材料の上昇や物価高、労務費の上昇といった状況を踏まえて、必要な値上げを行ってきているところがございます。他方で、経過措置の解除も含めて自由化が進展をしてきているところがございますが、需要家の利益の確保を図っていく観点からは、小売事業者が事業化に対して、適切に情報発信を行っていくということはもちろんでありますけれども、監視というものでも需要家にとって分かりやすい形で、実施していくことが重要ではないかということをごさいます。

監視の方向性ということで、今から申し上げるような方向で検討ができないかということでございます。1つ目でありますけれども、需要家向けの料金に関する説明や契約書面の交付等について、適切に行われているかどうかということ。また、供給エリアごとの家庭用の小売価格の平均単価などを公表するとともに、電力・ガス取引監視等委員会において個社の価格データを分析して、通常ではない動きをしているガス小売事業者、こちらを抽出し、必要に応じて聞き取り等を行った上で、適切に指導を行うと。また、指導を行った上で、他の事業者や需要家にとって有益となるものについては、積極的に周知・公表するとしてはどうか、ということでございます。

70 スライドですけれども、現在、監視等委員会において情報を収集しておりますガス取引報ですが、結果の公表というのがこのような形で行ってございまして、各エリアの販売量と販売額が掲載されているところがございます。こちらをもう少し詳細にしていくということで、合わせて単価の計算、平均的なものになりますけれども、お示しできないかということでございます。

71 スライドをお願いします。以降が託送料金でございまして、71 スライドの託送料金は、規制料金として総括原価で算定を行いますということと、3つ目のポツの一番下でございますように、これまでも議論に上がっておりました物価や労務費、こちらの変動のエスカレーションですが、原価への参入は現時点では認められているものではないというものでございます。

72 スライドでございまして、こちらは託送料金の算定ということですが、特定ガス導管事業者については、届出で変更を行うことができるというものでございます。

73 スライドでございまして、こちらは料金の設定は先ほど申し上げましたように、総括原価で行ってございまして、審査においては能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えているものであるかどうかということで、審査が行われるということですが、事後評価も行っております。この事後評価は2つの視点で見えてございまして、1つがストック管理、もう一つが、フロー管理というものでございます。

00 : 55 : 02

ストック管理は超過利潤の累積額、これが一定水準を超えているかどうか確認をするものでございまして、一定水準を超えている場合については、値下げの変更命令が出るということになります。また、フロー管理のほうは想定した原価と実績の原価が乖離（かいり）

しているのかということ、実績のほうが安くなっているということになりましたら、この一定の乖離率を超えた場合については、値下げの変更命令が発動されるということでございます。

75、76 スライドが、昨年の実績の事後評価の結果でございまして、一定の水準について、ストック管理で超えていた事業者が2社ということでございます。またフロー管理について引っ掛かっていたのは、合計4社ということになっております。一方で、足元はまさに物価が上昇していくという局面でございますので、実際は事業者のコストが上がっているということになります。こうした、今、申し上げた事後評価自体に引っ掛かるということではなく、むしろ、そのコストが上がっているということが託送収支からも見て取れるのではないかとということで、77 スライドをまとめてみたところでございます。

今、申し上げましたストック管理について、一定の水準を超過している事業者というのは、確かに2019年からも徐々に減ってきているところでございます。一方で、フロー管理のところですが、想定原価よりも実績が上回ってきているところ、この乖離率がプラスになっているところはやはり増えてきているというのが、託送収支の結果からも見て取れるところでございます。こうした中では、今後、事業者がどのような形で事業を実施していくのか、安定的な経営基盤をどう確保していくのかということが課題でありますけれども、78 スライドにもございますように、現在、料金の改定を行っている事業者、こちらについては2社のみということになっているところでございます。この2社については、先ほど申し上げましたように想定単価と実績が、やはり大きく乖離をしてきていること等が改定の背景となっているとこのことでございました。

79 スライドでございますけれども、ガス導管事業の持続的な運営を支える託送料金制度のあり方ということでございます。託送料金につきましては、基本的には規制料金ということでありまして、導管事業者が経営環境の変化に応じて値上げの必要があれば、認可申請手続きを行って、料金の見直しを行うというものでございます。一方で、手続きには一定の期間がかかるということではありますが、将来の環境変化に対して柔軟に対応していくということが難しい面もあるところでございます。足元、事業環境が大きく変化してきているところでありまして、今後も変化し続けるということではありますが、まずは事業者が自助努力によって料金を抑制することが前提ということになりますが、こうした環境変化の中でも、事業者が、前半でも申し上げた必要な投資を行っていくよう、事業基盤を確保するための制度整備ということが必要になるのではないかとこのことでございまして。

一番下のポツの①～③まで挙げさせていただいていますが、①はこれまでも論点として挙げておりました、エスカレーションへの対応をどのような形で進めていくのか。②が、託送制度の中では原価と事業報酬、これを見ていくことになりますけれども、事業報酬のところでは何らか見ていく必要があるものが、あるかということです。③が先ほどもご説明をさせていただきましたけれども、託送収支の確認のあり方についても、何らかの検

討が必要になるかどうかということでございます。

資料3の説明は以上です。

○山内座長

どうもありがとうございました。

ということで、資料3が今日のメインの資料となりますけれども、これはガス事業のサステナビリティの地盤と基盤強化ということで、かなり広範な情報を盛り込んでいただきました。最後のところは料金についてありましたけれども、これからわれわれがこのワーキングをまとめていくにあたっての基礎的な資料を全部出していただいたということですので、まずはこれについて、皆さんにご議論をいただきたいと思います。

01:00:01

それではご発言をご希望で、会議室にこの対面でいらっしゃる方は、経産省方式で名札を立てていただいて、それでオンラインの方はTeamsのコメント欄で、お名前と発言希望というふうに書いていただきますと、こちらからご指名して発言をしていただきます。ただそういう状況ですので、ちょっと発言の順番が少し狂ったりするかもしれませんが、そのあたりはご容赦をいただきたいというふうに思います。いかがでございましょうか。今の迫田室長のご説明について、何かご質問やご意見はございますか。

なかなかこういうインフレ局面に入ってきた、あるいは、最初にありましたけれども、ホルムズのような危機的な状況が突然やってきたリスクの問題等、いろいろな側面があると思いますが、そこを見ていただいて。あと、今日はDXについてもずいぶん研究していただきました。どなたかいかがでしょうか。まずは議論の基礎ということで、何かございますか。

では、田村さんどうぞ。

○田村委員

みずほ銀行の田村です。ご説明をありがとうございます。

今回、記載頂いた中で2点コメントいたします。まず1点目ですけれども、ガス事業の持続的発展に向けた環境整備の中での、DX・AI等の活用です。省人化・省力化が急務というのはもう記載のとおりというふうに理解しておりますし、特にその老朽化が進みつつある生活インフラをいかに維持・更新していくかというのは、国民全員が安心して暮らすためにも、非常に重要なことだと思っております。

一方で、幾つか課題があると思っております。誰が主体となって、こういったことを推進していくのか、また、個別最適に陥らないかということです。誰が推進するのかという点では、本日の事例にも、参考にできるものもありましたけれども、やはりガスだけというよりは、他のセクターとの連携が必要不可欠だと思っております。

その中で非常に勉強になったのは、岡山ガスさんの取り組みです。このモビリティとの

連携のようなものがあるということで本日学びましたが、やはりインフラという観点でいけば水道や道路、または、無電柱化という流れの中に、例えば電力でも地中に入っているケースもあろうかと思えます。他のセクターとの連携を考えますと、水道や道路、は自治体さんという話になると思えます。

この誰が主体となってという時に、どこまで自治体さんが主にできるのかはあると思えますし、そこにどこまでノウハウがあるのかもあると思えます。DX推進自体には、他省庁さんの話にはなりませんけれども、デジタル人材の派遣やDXのアドバイザーということで、様々な補助制度を使いながら、民間の方が自治体に来るような話もございます。そうしますとガスの方、または他のインフラに詳しい方がプロのようになって、そういった方が自治体に行くということで、個別最適ではなく、全体最適、地域最適に取り組んでいくことができますと、無駄なリソースを使わずにDXやAIの推進というのもでき、皆が安心して暮らせる社会にできるのではないかと思いました。今後、一定の規制制度設計をご検討いただければと思えますし、標準化ができるところ、できないところがあるかと思えますけれども、ご検討をいただければと思えます。

2点目としては、託送料金制度ということでございます。昨今、物価上昇が進んでおりますが、過去様々な制度がデフレ下で考えられた部分もあったかと思っておりますが、エスカレーションは、ある程度必要なのだろうと思っております。また物価上昇を踏まえて改定を検討する、もしくは、何らかをやっていくことを簡便にできるようになると、事業者さんにとっても、持続的な投資が行える事業環境整備にもつながるといふふうに理解をしております。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

次はリモート参加の秋元委員、どうぞご発言ください。

○秋元委員

ご説明ありがとうございました。資料はとても適切にまとめているというふうに思いましたので、あえて発言しなくてもいいかというふうに思ったのですが、一応、2点だけ、話をさせていただきたいと思えます。

今の田村委員のご意見とも重なるのですけれども、1点目はデジタル、そしてAIの活用というところです。これは人口減少の局面の中で、活用はとても重要と思えますので、進めていただくとことについては、当然そうあるべきというふうに思っています。

01:05:08

その上で、他のセクターとのカップリングなどです。他のデータとカップリングさせることによって、新しい付加価値を生み出すということがあると思えますので、このガス事業だけに閉じない形の中で、データをどういうふうに活用していくのかということ併せ

てお考えいただきたいと思いましたが。電力のところでも同じようなことを申し上げていますが、ガス、電気を併せながら、また他の運輸のデータなどが重なることによって新しいバリューが生まれると思いますので、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

2点目は、託送料金の物価指標の組み入れということで、エスカレーション条項といったような話でございます。これは当然ながらやるべきで、しっかりと適切な料金にしている、適切な賃金でなければいけないというふうに思います。そうしないと、持続的にこのガス事業をやっていけません。そういう面ではあまりここを抑えすぎると、結局、将来においてそのしわ寄せが来て、需要家はその負担を負うということになると思いますので、適切に料金を調整していくという必要はあると思っています。

とりわけそのエスカレーション、物価上昇がここに来て急速ですので、それに対する対応は早く行い、早急に議論を詰める必要はあるというふうに思っています。その他、今、提示されている79スライド目のところですが、事業報酬率等というところに関しても、適正な水準がどうあるべきかという議論は必要というふうに思います。が、まずは物価調整を早くできる方法について、先に議論を進めることは重要ではないかというふうに思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

言い忘れましたけれども、いつもどおり、事務局からの回答と言いますか、反論と言いますか、は最後にまとめてお願いしたいと思えます。

それでは3番目です。五十川委員、どうぞご発言ください。

01 : 07 : 26

○五十川委員

ご説明いただきありがとうございます。最後の託送料金についてコメントします。79ページの最後に3つの観点があって、特段本日の時点でこの整理に異論はないところです。1つ目の託送料金制度における物価指標等の料金への反映の仕組みについては、これまでも議論されてきたところですが、事業者のコントロールできないような外生的な項目を迅速に料金に反映できていないという問題だと理解しています。

コストを適切に反映できていないという構造的問題があったとして、それが問題だということでは明らかだと思いますし、また今、秋元委員からもありましたが、事業者にとっても足元で優先度の高い深刻な論点でありますので、この論点は早急に検討が進めばよいと思っています。その際には、具体的な話はまた次回以降ということだと思いますが、機械的に料金を値上げするような硬直的な仕組みがよいのかという方式の話はあると思っています。

どちらかというコストの反映が遅れる構造的問題を識別して事業者が料金を適切に改定しやすい仕組みをつくるということが重要だと思っていて、例えば以前も申し上げましたが、変分改定の対象を見直すという方向も一つだと思っています。

その他、2点目に関連して適切な事業報酬は幾らかという話はいろいろな意見があってタフな議論になりそうだと思いますが、現状の事業報酬率、特に β 値の議論になるのですかね。それが足元の事業環境を反映できていないということであれば検討する余地はありそうに思います。

3点目についても、正確な意図がつかめているか分かりませんが、関連する論点で適正な収支構造とは何かという話だと理解しています。これも合わせて議論すること自体に異論はありません。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は平野委員どうぞ。

○平野委員

成城大学の平野です。よろしくお願いたします。まず保安について3点ほどコメントさせていただきたいのですけれども。1つ目は今ある取組を一所懸命進めていくことは重要で、その際に人手不足なので待遇を改善していくということも必要だと思います。さらに今ある取組の中では大手と中小とある種系列化していったって、大手から技術とか人とかが渡っていくようにすることによって地方でも取り組みやすくする。さらに規模の経済性を発生させるというふうな考え方が重要だと思います。

01 : 10 : 09

それから、大手ガス会社間でも結構いろいろなことが共通して調達できることも多いと思うので、このへんの共通化を進めていくことで規模の経済性を目指していくという方向性もあります。さらに情報共有に関しても、情報共有することでいろいろな取組が広がっていくので、各社間の情報共有をするような仕組みをつくっていく必要があり、保安は共通する点も多いので、さらにその産業を超えて他産業とも情報共有できるような仕組みが重要ではないかと思っています。

2点目ですけれども。現在のやり方でしばらくはもつと思います。DXとかいろいろ入れていけば。ところが、各業種ともいろいろな業種が人手不足になっていくと結局待遇を上げて技術を入れても、もう人手が奪い合いになっていくという時代がやがて訪れると思います。そう考えると、もう少し中長期的な目線でわれわれ物事を考えなければいけないのではないかなというふうに思っています。

どういうふうに考えていくかという、ある種理想的な状態というか、目指すべき姿を先に設定して、私はどう思うかという、例えば人手半分でも持ちこたえられる保安みたいな。そういうふうなコンセプトからバックキャストしていったって、じゃあ何をやればそれ

が実現できるのかというふうを考えていくことが必要だと思います。なので、多分この分野だけではなくて、保安全体に対して本格的な人手不足に備えてバックキャスト的に大きく白紙から見直していくみたいな作業をある時点でしっかりやらなければいけないのではないかと思います。

人もお金も両方かけないというのは絶対できなくて、人が減る分、お金をかけて技術でカバーするということをしなければいけないと思います。さらにこれ今費用対効果がないとか言われているのですけれども、人が本格的に減ってくると費用対効果は自然と発生してくるので、ある種大胆なコンセプトに基づいてバックキャストして何をやるべきかを議論すべきだというふうに思います。

3点目ですけれども、ここで保安の部分で人手不足という、工事とかそういう部分だと思うのですけれども、それに加えて事務部門のところ、事務処理の効率化みたいなところも重要だと思っています。ここに余計な労力をできるだけかけないですむようにということを進めていくべきだと思います。そのためには、例えば新制度を入れる時、そういう時にある種事前のづくりこみが重要で、なるべく手間がかからないような形で新制度とか新しい仕組みとかを入れることを事前にしておく必要があるのだろうと考えます。保安については以上なのですけれども。

託送料金については、やはり物価スライドさせて、それを迅速に上げていくことは必要だと思います。安定供給のためにお金が足りなくてなんていうことにならないように物価スライドさせなければいけないと思います。その時に一つの方策としては自動的にスライドさせる形もあると思います。物価上昇率を上げて、何%をもう自動的に上がりますみたいなことは簡便だと思います。ただ、やはりそうはいいつつ企業努力があって、多分そこまで上げなくてもいいとか、いろいろな考え方や戦略があるので、自動スライドよりはむしろ迅速でありつつも、ある種選択肢があるような、そんな運用が必要ではないか。

例えば上下幅を示してしまうのも手だと思います。何%上がった時には、料金をこの上幅から下幅の間においては、ほぼ自動的に素早く認めますみたいな形で、迅速さと企業努力を反映できるような柔軟性と両方を残したような制度ができればいいのではないかと思っています。

もう一方で忘れてはならないのは、今は上昇のほうに目がいつているのですけれども、これ上昇が終わったりとか、もしかしたら下落局面に入ったりとか、そういう時にも耐えられるような制度設計というものを考えていったほうがいいのではないかとと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は武田委員、どうぞ。武田委員ですが。

○武田委員

聞こえますでしょうか。

○山内座長

はい、聞こえております。

○武田委員

すみません、大変失礼いたしました。私からは69ページについて意見を述べさせていただきます。69ページになりますけれども、まず、需要家の保護についてです。こちらは契約のトラブル全般について、電取委、消費者庁、国民生活センターが注意を呼びかけていると思います。本日の電気新聞の1面にも載っていたと思いますけれども。まずは需要家の意識を高めることが重要というふうに思います。それを前提に3ポツ目の1つ目の矢羽根にありますように、不埒な事業者には効果的な是正指導を積極的に行うことは、もちろんであるということです。

01 : 15 : 15

他方、次の矢羽根でありますけれども、小売単価の平均を出してそれを公表する。これについて、監視等委員会が情報を集める、そしてそれを監視に生かすということは重要であると思いますけれども、しかし、その平均単価を公表することによって、そもそも脆弱な需要家が取引報を見ているということは考えられないわけです。そうすると、平均単価を公表して、その情報を利用するのが事業者であるならば、その公表のあり方によってはむしろ競争を弱めることもありうる。そういうことがなくても、需要家保護の観点からはあまり意味がなく、事業者にとって負担が多いただけという施策にもなりかねませんので、やり方に注意が必要と思いました。

もう1点、79ページでございますけれども。エスカレーションのお話、これまでも多くの委員の先生方から具体的な政策、方法論についてご意見ありましたけれども。こちらの導入に向けて検討するということについては賛同したいと思います。他方、一番最後の③の論点についてです。いささか抽象的で、具体的な論点ないし課題として、私として咀嚼（そしゃく）しきれないところがありました。当然、厳格な規制が必要であると思いますけれども、もしこの論点が透明性とか公平性について、より一層の深みが必要であるということであれば賛同いたします。しかし、そうではないということであるならば、今後この論点について事務局から具体的な課題を示していただきたいと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。次、澁谷委員どうぞ。

○澁谷委員

澁谷です。3カ所ほど、スライドでコメントさせていただきたいと思っております。まず1つ目、33枚目のスライドのガス事業者の状況についてのスライドの1ポツ目のところにございますとおり、現在、ガス事業者は安全性の確保を大前提として一定の投資を行っていただいているということでございますが、この一定の投資というのは主に「ガス安全高度化計画 2030」に記載されている、いわゆる耐震対応であるとか、高経年配管への投資が中心であるというふうに理解してございます。

一方で、この3ポツ目にあるようなDXやAI等への人材への投資であるとか技術への投資というのは必ずしも十分に今行われていないのかなと思っております、ここに書かれているとおり、協創・協調が必要であるということと、また、何人かの委員の先生方からもご発言がございましたとおり、ガスだけで閉じていると投資の余裕がないと思いますので、やはりガスのセクター以外の部分、電気であるとか水道であるというところとも協調しながら、このDX化、スマート化を進めていただくということが重要なというふうに思っております。

具体的には、ドローンなどはガスでも使われているのですけれども、電気でもその他の分野でも同じように使っているのですが、結構みんなばらばらに開発しているところがございますので、そういうところの標準化というところも視点において、このあたりを整備していくことが重要なというふうに考えているところでございます。

01 : 19 : 41

ガスについては今後「ガス安全高度化計画 2040」というものが策定されて、2040年に向けた中長期的な保安の取組というものが今後議論されていくことになるかと思うのですが、実はそれをつくるのは2030年になりますので、あまり未来の話ではなくて、もう直近の話であまり悠長なことを言っていることはできなくて、こういうDX等のロードマップというのを早急につくりあげる必要がございます。その観点からもガスシステムを今後どういう形にしていくのかというのも、ある程度スピード感を持ってつくっていかないといけないのかなというふうに考えているのが、このスライドに対するコメントです。

2つ目は、56枚目について、これは私のほうで質問としてお聞きしたいのですけれども。こちらデジタル対応の部分のスライドなのですが、ここの部分、実は12月の時にちゃんと聞いておけばよかったと思って今反省をしているのですけれども。参考に出していただいた第5回の資料6のところにある、右下の「デジタル技術の普及を前提にした供給・保安規制の緩和」というところ。赤字に書かれている、「中小ガス事業者のデジタルリテラシーの底上げを図らないと、デジタル技術の恩恵に基づく事業規制／保安規制の緩和の障害となる」というところが、少し私のほうで理解ができていないところがあるので、もし可能であれば補足説明を行っていただきたいです。

分からないのは、デジタルリテラシーの向上と規制緩和が何の関係があるのかが実はよく分からなくて。今、産業保安はどちらかというと、もう自主保安を主体にしていますので、デジタル技術の普及というのは、やはり事業者が責任を持ってやっていただくという

のが原則になっております。そういう意味ではデジタルリテラシーの底上げを図るというのは大変重要なことかなと思うのですけれども。具体的に保安規制の緩和というのが、どういうところに関わってくるのかというのをご説明お願いしたいというのがこのスライドに対する単なる質問です。

最後は71枚目のスライドにある託送料金なのですけれども。やはり、この保安に対する投資という観点で見た時に、一番苦しいのはこの託送料金で運営している一般ガス導管事業者の中で、先ほどのようなデジタルの投資をどういう形で捻出していくかということがかなり苦しいのではないかと考えています。

その中で、この費用料金算定で、必ずしもじゃあ必要だから上げればいいというわけにはいかななくて、これ価格を上げてしまうと他産業が苦しくなっていくしますので、やはり上げる時にはかなり慎重な姿勢が必要なのかなと思うのですけれども。一方で、やはり事業者がしっかり長期の、中長期の計画を立てて、スマート保安のしっかりした導入計画を立てることで、この託送料金の中でも長期にわたる値上げの体制というものを算定できるような仕組みというものが現状あるのであれば、その仕組みについて少し教えていただければというふうに考えております。私のほうからは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は原委員です。どうぞご発言ください。

○原委員

原です。ご説明をありがとうございます。私からは後半の料金関係につきまして2点コメントさせていただきます。1点目は69ページの2項目目です。事業者から十分な情報発信がなされること、そして監視状況を分かりやすく伝えることが大変重要と考えます。ページの下での監視のあり方について、矢羽根3項目にありますように需要家、また使用者にとって、消費者にとってもガス事業者にとっても、ガス事業者の信頼向上ということにつながりますので、どれも提案のとおり進めていただきたいと思います。

さらに、79ページなのですが、託送料の原価にエスカレーションを認めるかというお話で、やはり老朽化の設備更新と災害対策、それからこういったインフラ整備のほかに資材、人件費の高騰など、託送料金へのエスカレーションの反映は認めざるを得ないような状況かと思えますし、理解もできます。ただし、託送料金の値上げにつながりますので、その理由として、やはり透明性や納得感の確保といったことが大変重要と思っております。算出の根拠や収支の確認などについて、厳しく精査をしていただき、さらに丁寧に周知広報していただけますよう、お願いしたいと思います。

また、物価高騰の進んでいる現状においては、こういった検討を含め、周知もできるだけ早い時期にお願いしたいと考えております。以上です。

01 : 25 : 12

○山内座長

ありがとうございます。次は橋本委員どうぞ。

○橋本委員

委員の橋本です。まずは事務局の皆様にお礼申し上げます。私のほうは3点ほどコメントを述べたいと思います。まず1点目、保安についてですけれども。ガス業界の保安に関しての協定とか防災に関する連携とかあるいは各社あるいは業界のレジレンスというものに関しては素晴らしいノウハウを持っておられますので、まずはこの状態を維持していただけるような制度設計というのをお願いしたいなというふうに思っております。これが1点目です。

それから、2点目は自由料金に関してなのですけれども。69ページあたりにありましたけれども、小売料金の規律のあり方に関しては、電力ガス取引監視等委員会が需要家の匿名性に配慮した上で平均単価、それから平均単価の推移ですね。そういうのを公表すべきだと思います。それに加えて相談窓口に来たクレーム数なども公表すべきかなと思っております。さらに重要と思われるクレーム内容、相談窓口に来たクレーム内容に関しては、公開するなどして事業者の自主的な対応を促してもよいのではないかなというふうに考えております。これ2点目です。

それから、3点目は託送料金に関してです。現状では物価上昇というのは変分改定の申請をすることで回収は可能かなというふうに思われるのですが、タイムラグが生じてしまっているという状況だと思います。ですから、そのタイムラグが企業経営に大きな支障をもたらすのであれば、その理由を明確にすることで託送料金への物価上昇の見通しを反映してもよいのではないかなというふうに思っております。その際の物価上昇の指標としては、消費者物価指数か、もしくは企業物価指数の総合。を用いるのがよいのではないかと考えております。通信の接続量などは企業物価指数の総合を使っていますので、そういう業界の情報も見ながら考えるべきかなと思っております。

それから最後に、導管事業についてどうしても言いたいのですけれども。人口減少とか人口移動等に伴って今後導管ネットワークの規模を変化させる時期というのが必ずやってくるというふうに思っています。人口の変化が起こってからネットワークの規模等を考えるのではなくて、事業者のほうから将来的にネットワークの持続が不可能なエリアを先に提示していくべきではないかなというふうに考えております。

さらに、ネットワークの改変とか事業者の撤退というのは事前にルールをつくって対応していくべきかなと思っております。そのルールの設定とか実際の撤退というのは10年、20年という膨大な時間がかかるので、今のような早い時期からこういうことに対応していくべきかなというふうに考えております。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は松平委員どうぞ。

○松平委員

松平です。ご説明いただきましてありがとうございます。今回の資料でおまとめいただいた方向性は基本的には賛成ですが、いくつかコメントさせていただきたいと思います。テーマとして安定供給とそれを維持するための基盤、そして事業者の健全性の維持などがテーマであると思います。資料の20ページで、これはガスにフォーカスをしたデータではないということですが、省力化のための投資について大きく3つの課題要因、すなわち「知識、経験の不足」、「人的、時間的制約」、そして「費用の不足」といった課題があり、おそらく中小のガス事業者においても同じような課題を抱えられていることが推測される場所かと思えます。

これらへの対処として、「聖域なき」というと少し言葉が大げさかもしれませんが、さまざまな事業者間の協創を図っていく。いくつか事例をご紹介いただきましたが、まだ行き届いていない地域については事業者間の協力も含めてやっていただくという方向性も賛成です。大きな視点として自由化の世界ですから、この領域についてはしっかり競争し、この領域については事業者間の協力も進めていくと、意識的に考え方を整理していく必要があるのではないかと考えております。

その協力のほうの組み合わせに関してですけれども、幾つか類型を示して頂いており、すなわちガス事業でお互い競争している者同士の協力という部分もあるかもしれないし、一般ガス導管事業者と小売事業者の組み合わせでの協力もあるし、それから、他産業、とりわけインフラ、水道バスなど、同じような課題を抱えている事業者との協力、いずれも進めていくという方向でよいと思います。

ただ、一般ガス導管事業者が当事者となるものについては、言わずもがなかとは思いますが、グループ内外を問わず小売り事業者と協力できるような態勢を取っていただくということが前提になると思います。

また、このような事業者間の協力、特に競争者である事業者間の協力については、独占禁止法などの法令との関係で「ここまでやっていいのだろうか」という悩みを持たれている事業者もいらっしゃるかもしれない。脱炭素や経済安全保障に関わる領域については、公正取引委員会がセーフハーバーや事例集などを示して、こういった形で協力ができるという目線を示しているところがあると思います。

人口減やそれに伴う担い手不足、それから市場の縮小、そして特に地方を中心とするインフラ、生活基盤の維持の困難化、こういったものは国として非常に重要な課題だと思いますから、このような領域について独占禁止法との関係でどのような整理ができるのか。例えば「こういうことはできる」というセーフハーバーを積極的に示すことによって、それ

が告知効果となって事業者間の積極的な検討を進めていただける面もあるかもしれませんが、経産省におかれては公取委とも対話をしていただきながら。これはガスに限られた領域ではなくて、バスなども含む地方のインフラ全般に関わる問題ではないかと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

それから、16 ページのデータで、これも国としてより総合的な立場でさまざまな検討が行われていると思いますが、AI時代に人材のミスマッチが生じるということが言われている中、ガスなどのインフラもこのギャップがとても強く出てしまう面がある生活基盤を維持していただくために必要な人材、必ずしもホワイトカラーでない部分で引き続き事業、安定供給を担っていただける方々が重要だということについて、文部科学省との対話になるかもしれませんが、国として今後どういう人材が必要になるのかとい見通しを積極的に打ち出していく。若い方々の目線で「こういうところに世の中のニーズがある」ということを意識していただけるように、また、学校を運営する方々にもそういったところにより人材のニーズがある、アカデミックとしても求められている領域だという視点を提示していくことも考えられるのではないかと思います。

次に、69 ページの小売料金の規律について、自由化されている領域ですから、個々の、個社の料金に国が口出し、介入するというのは、本来は例外的な場面だと思います。より手前にあるべきは自由化された体系に基づいて競争のためのルールをしっかりと順守をしていただいているかどうか。例えば、卸や、基地、保安体制の協力などのルールについて。

ですので、今回小売のところを中心的に書いていただいているのですが、もう一つの要素、より手前の要素としては、卸部門を中心とする競争のための施策をきちんと守っていただけるか。すなわち競争環境がきちんと整っているかというところの整備も引き続き、特に電力・ガス取引監視等委員会に、モニタリングを行っていただいた上で、例外的な対応として考えていただくということだと思います。

2 個目の矢羽根の後段の個別料金の指導というのは、このように卸しも含めた競争環境をきちんと守っていただいた上での指導という位置づけなのではないかと考えました。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次、杉野委員どうぞ。

○杉野委員

ご説明ありがとうございました。2点あるのですけれども、1点目、以前導管事業者さんとお話をさせていただいた時に「導管の施行に関するような技術はどこで勉強するのですか」という質問をしました。私は工業高校とかを想定していたのですけれども、「高圧ガスに関するものなので学校では学べない」というお話を伺って、もっともなのですけれ

ども、ガス会社にまず入ってくれないと技術を学べないというのは残念だなと思いましたが、。学校で勉強できる範囲を広げられないのだろうかというのが1つ目です。

仮免のような段階まで学校で勉強して社会人になるというふうに、学生がガス絡みの仕事を面白いかもとまず目を付けてもらうための入り口を増やすという意味で、そういう方向の規制緩和ができないのかなというのが1点目のコメントになります。

2点目が、料金の部分で託送料金のところですが。私も費用が増えた分が反映されるほうがいいと個人的に思うのですけれども、実際に現場のガス会社の方はいろいろと嫌みを言われたり、世の中はコスト、価格転嫁できていない中で当たりがきつく大変な思いをされるのだろうかと思うます。公共料金の値上げの話は新聞で「また値上げ」というニュースを見るのですけれども、その裏でどういう努力がされているのか。もし仮にこのサービスを維持できないと私たちはどういう悲惨な生活をするようになるのか。単に値上げします、値下げしますではなく、もっといろいろな情報に触れる機会が増えるといいなと思って。それをガス会社の人たちが言っても「またまた」と言われてしまうだけなので、どういう広報がいいのか。私が思い付くことはあまりないのですけれども、いろいろな多面的な情報が出てくるといいなということが2点目になります。

○山内座長

ありがとうございました。オブザーバーの方、後ほどの発言とさせていただきます、次の発表者は又吉委員です。どうぞ発言をしてください。

○又吉委員

事業基盤整理と持続性の確保に向けた論点を整理いただきましてありがとうございます。提起いただいている内容に賛同させていただきたいと思いますが、1点、託送料金制度のあり方についてコメントをさせていただきたいと思います。

資料の77ページ目に示していただいている事後のフロー評価において、乖離（かいり）率が+5%以上となっている件数割合が24年度には6割超になっているかなと思います。適正収益が確保できていない事業への投資に関しましては、資金調達面での課題が生じるリスクもあることから、ガス等管理会社が必要な投資を行うための基盤整備というのは喫緊の課題になっているのではないかと考える次第です。

01：40：08

よって、79ページ目に整理いただいている3つの項目について、電力など、ただ料金制度議論の動向も踏まえつつ、早期の検討を進めていただければというふうに考えてございます。特に、エスカレーション反映の仕組みにつきましては、インフレは想定以上の早いペースで進んでいることも考慮しつつ、早期の対応が必要ではないかというふうに考える次第です。以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。次は松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内座長

聞こえています。

○松村委員

はい、発言します。まず全般に今回事務局の整理はとてもよくできているという言い方は不遜（ふそん）な言い方で申し訳ないのですが、とてもうまく整理できていると思います。この整理のとおり進んでいけば、建設的な議論になると思います。

個々の点に関して、まず託送料金に代表される規制料金が、物価等の企業の努力によってどうしようもないようなコストの上昇によって、ある種持続可能性が脅かされているという議論は、間違っているのではないかと思います。現行の制度でも企業の努力によってコントロールできないようなコストの増加があったとして、値上げ申請を出せば当然通るはずです。従って、それは現行の制度だって、コストが上がればそのコスト増に対応して料金を上げられる制度になっていることはちゃんと認識しなければいけないと思います。これがエスカレーション等はとても重要なことだと思うのですが、迅速な改定だとかができる制度がなければ持続可能性が脅かされて、それで消費者が悲惨なことになるのだというのは、ちょっと消費者を脅しすぎではないか。

もし本当にそんな状況になっているのにもかかわらず、料金の値上げ申請を出していないとすれば、それはちょっと事業者が無責任なのではないか。持続可能性に疑問符が付くほどに痛んでいるのにもかかわらず、値上げ申請がめんどくさいから出さないなどということだったとすれば、それはむしろ事業者が無責任だということが非難されるべきだと思います。私は問題が持続可能性ということで、今の制度にものすごく深刻な問題があるという整理が本当に正しいかどうかについて、疑問に思っています。

しかし、そうは言っても、今の値上げの手続きだと相当に大変なのは確かだし、事業者も大変だけれど、審査するほうもすごいコストをかけて審査しているので、誰がどう考えても事業者の責によらない、典型的にはインフレが起こっているような、そういうもののコストを転嫁するというだけなのに、ここまで社会的なコストのかかる仕組みにしなければいけないのか。もう少し柔軟なというか、社会的なコストが少なく済むようなルールに出来ないか。それが出来れば社会的なコストをかけてでもちゃんとした審査が必要な値上げの時だけ、その資源を集中的に使えることになるという合理的な制度の改定ができないのかを議論していることを私たちは認識しなければいけないと思います。

しつこいようですが、本当に持続性に疑問符が付くような状況であれば、現行の制度だってちゃんと値上げ申請によって対応できることは確認しておく必要があると思います。

次に、それに関連して、エスカレーションがある意味で当然だという発言が出てきたような気がして、少し心配しています。議論することが当然というのは全くそのとおりだと思います。エスカレーションで何をイメージしているのかということにもよると思いますが、電力の託送料金ではこれはかなり議論されていて、きっと導入されると思います。第2規制期間に向けて。だったら、ガスだって当然じゃないかというのは少し安直すぎる。

何度も繰り返していますが、電気とガスとではだいぶ制度が違います。エスカレーションの典型的な例というのは、3年原価というので仮に原価を構成するとして、電気のほうは3年なんていう期間ではなくてもっと長い期間です。3年原価というので、足元、もう既に上がっているものは当然エスカレーションがあろうとなかろうと、ちゃんと料金には反映できる。申請を出せば。

01 : 45 : 06

そこで、入れる3年の原価という時に、これでとどまらないでインフレによってこの後もきっと上がっていくに違いないだろうから、この後、2年目、3年目はもっと高くなるということを想定して、それを折り込みますというのが典型的なエスカレーションだと思います。

これをやって、もし電気の制度であったとするならば、一緒に議論されているものは例えば第2規制期間で上がってくるだろうということで織り込んだものが、実際にはそこまで上がらなかったとすると、遅くとも第3規制期間にはその分を事後的に精算する仕組みにきつとなると思います。

ところが、ガスの制度はレベニューキャップの制度が入っていないので、仮に2年目、3年目を同じように10%ずつ上がるだろうと想定して原価を計算したら、実際には5%しか上がらなかったとしても、制度上はストック管理、フロー管理に引っかけられない限り、3年たった後で実際にはそこまで上がらなかったのだけれど、そのまま値下げ届け出制に安住してその料金を維持することが可能な制度になっている。

従って、電気と同様に当然にエスカレーションと言えほどの制度基盤になっているのは、ちゃんと考える必要があると思います。エスカレーションは一つの重要な要素であるとは思っただけけれど、当然入れるべきものなのかどうかはちゃんと議論しなければいけないと思います。

迅速な料金の変更に関しては、現行の発想をもちろん変えなければいけないのですが、現行の発想でもできるもの。もう今までも議論されているから大丈夫だと思いますが、実際に委員から出てきた変分改定によって、迅速に対応、本格改定よりは迅速にできるようになるでしょう。あるいはもっと直接的なのは、今の原料費調整制度にあるような自動調整というようなものもあるかもしれない。ただ、原料費ほどにある種確実な指標が、他のものであるのかと考えると、かなりハードルは高いと思います。

もう一つは、届け出制の範囲を拡大する考え方だって本来的にはあると思います。例えば、インフレが全く起こっていない状態で1%値下げするという届け出を出したとすると、これは届け出制でよほどのことがない限り変更命令は出されないと思うのですが、例えばインフレが2%起こっているところで、1%しか値上げしない申請のは、インフレが起こっていないもとで1%値下げしているのと経済的な機能としてはほぼ同じはずなのに、前者のほうだとかなり厳しい審査があるのは不合理だと考えることもできると思います。

届け出制の範囲を拡大するというのはいつの選択肢なのではないかと私は思っています。ただ、これに関しては誤認している人が大勢いるようなので、念のために言いますが、インフレが2%起こっている状況下で、2%を下回るような値上げであれば、それは実質的には値下げと同じだということで届け出制にするということであって、2%を超える値上げが実際のコストベースを積み上げるとそれを超えるということがあったとすると、もっと上げなければいけないという時には、届け出制の範囲外なので厳格な審査はありますが、今までどおりちゃんと値上げ申請はできることが前提です。

○山内座長

松村さん、今ちょっと音声途絶えたのです。それで「今までどおり値上げ申請を」というところまで聞こえたのだけれど。

○松村委員

ごめんなさい。

○山内座長

変分改定は出てきて。うん。

○松村委員

届け出制の範囲を拡大することもあり得ると思います。単に物価上昇率だけでなく、賃金の上昇などにも指標性のあるものに関して、その範囲におさまるものであれば届け出制にするという考え方もあり得ると思います。そのように、いろいろなオプションがあるので、単純にエスカレーションということだけでなく、いろいろな選択肢の中でどれが一番効率的なのかを今後検討していただければと思います。最後にインフラの維持更新という文脈でこの資料ではまず適切な値上げによってそれをちゃんと支えていくというようなことが出てきたのはとても健全だと思います。

01 : 50 : 12

一方で、事業者の方から、私が聞いている情報が間違っている可能性は十分あるのですけれど、値上げの努力よりも、政府のサポート、申請のための作業効率を高める基盤のサ

ポートということではなくて、直接的なお金のサポートを得られないのかという議論があることを少し心配しています。いつも繰り返しますが、都市ガス事業は、基本的に国土面積の5%、人口で言えば50%しか供給されていないもの。国民の半数は都市ガスという選択肢のない中でその人たちからも取った税金を、都市ガスの維持に回すことに、本当に理解が得られるのかは十分に考えていただきたい。インフラに関しては一般論として、既に橋本委員もご指摘になったとおり、維持更新というだけでなく、ある意味で畳むことも考える必要が将来的には出てくると思います。それは事業者の口からはとても言いづらいし、政府からもとても言いづらいと思いますが、そういう言いづらいことをきちんと指摘するのが有識者の役割でもあると思います。その意味で先ほどの橋本委員のご発言はとても重要な発言だったと私も思いました。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次、男澤委員どうぞ。

01 : 51 : 47

3. 議題

①ガス事業の基盤整備と事業者の持続性確保

○男澤委員

01 : 51 : 47

はい。網羅的なお取りまとめ、そしてご説明をありがとうございました。私からは都市ガスのDX化、スマート保安のあたりについて、今後の議論に当たって3点ほど申し上げます。

まず現状理解ですけれども、大手ではスマートメーターですとかAI、ドローン等を活用したスマート保安が進む一方で、中小事業者では、事業者間でその必要性に応じて差はあるものの、比較的簡易な遠隔監視等にとどまり、高度なデジタル技術の導入は限定であるものと受け止めました。

スマートメーターについても、保安省力化の一手段ではあるものの、導入しても保安規制のほうかどの程度合理化されるのか、また、どう費用回収できるのかという点が見えづらいため、投資をしても規制はあまり緩まず、料金回収の枠組みも見えづらいという認識が中小事業者を中心に根強いように感じました。

こうした現状を踏まえると、最低ラインを明確化する、例えば事業規模にかかわらず中長期的に全事業者が到達すべきDX・スマート保安の水準等を整理していくというようなことも良いように感じました。具体的には、例えば検針・保安データの電子管理への完全移行ですとか重要設備の遠隔監視の標準化、また、人手不足ですとか、検針困難箇所、災害リスクの高いエリアからのスマートメーターの優先導入ですとか、こういった項目を、

最低限こまめではというボトムとして明示していただいて、ガスの安全高度化計画とともに、整合的な形でモニタリングしていくというようなことも有効かと考えた次第です。

2点目は、トップランナーへの規制緩和と業界全体のボトムアップについてでございます。先行者にはスマートメーターやAI等の導入状況に応じた漏えい点検の頻度ですとか巡視の合理化を、もう一段具体的に整理・拡充していくということもあっていいように思いました。そして、そこで得られた技術・運用ノウハウを、すでに実施していただいている部分も多いかと思いますが、ガス協会さま等を通じて標準的なものにしていただいて、中小事業者向けの共同的なシステム等として展開していただくと。また、こうしたボトムを満たした事業者には一定の規制合理化が順次適用されると、そのようなロードマップを示していただくことで、中小の事業者にも投資のインセンティブが働いてくるように思いました。

01 : 54 : 50

最後に、3点目は託送料金制度との関連でございます。昨今のインフレの現状を鑑みれば、物価指標等の料金への反映の仕組みについては早急に議論していく必要があると感じております。一方で、物価・人件費だけではなく、このようなデジタル基盤の維持ですとか更新に伴う合理的な投資については、何か一定程度反映できる仕組みですとか、持続可能性の視点を持ちながら議論していくことも必要なように感じました。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。これで委員の方のご発言がひとわり終わりましたので、オブザーバーの方の発言に移りたいと思います。まずは、経済団体連合会の小野オブザーバー、どうぞ。

○小野オブザーバー

資料3につき、3点コメントします。

まず、8ページでご紹介された中東情勢に関する箇所について、現下の中東情勢が日本のLNG供給にすぐさま支障を来す状況にはないと紹介いただいたと受け止めました。調達先が多角化されているLNGの強みが発揮されていると考えられますし、多角化に取り組んでこられた関係者には改めて敬意を表したいと思います。

一方で、欧州の関係者の話では、ロシアのウクライナ侵略を受けて中東産LNGへの依存度を高めてきたという欧州は、今般の事態をガス供給の面から非常に重く受け止めていました。中東の生産設備に被害が出ているとも報じられており、世界的にガス需給、特にLNG需給がタイトになる可能性があります。本ワーキングの所掌からは外れますが、原子力再稼働の加速、石炭火力の活用など、影響緩和策を政府一丸となって進めていただきたいと考えます。

また、長い目で見ますと、脱炭素化の観点も含め、ガス利用の拡大は続いていくと考え

られます。その際に、日本のエネルギー供給が大きなりスクにさらされることのないよう、エネルギーミックスの在り方や有事への備えなど、十分な検証・検討を行っていく必要があると思います。

2点目に、省力化・省人化投資についてです。ご紹介いただいたとおり、デジタル技術の導入や垂直連携・水平連携は、ガス事業の効率化だけではなく、深刻化する人手不足対策としても極めて重要です。事業者はそれぞれ事業継続を懸けて取り組まれることと思います。政府には、規制・制度の面も含め、意欲ある事業者の取り組みを後押しする対応をお願いしたいと考えます。

3点目が料金制度であります。需要家としては低廉なガス供給を期待いたしますが、他業種に比べて著しく転嫁しづらい状況になれば、ガス事業の持続的な発展は望めず、究極的には安定供給に懸念を生じるということも理解いたします。特に料金規制が続く託送料金について、79 ページに示された検討事項に異存はございません。事業の効率性と持続可能性のバランスを意識した形で具体化を進めていただきたいと思います。以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は電取委の田上オブザーバー、どうぞ。

○田上オブザーバー

はい。電取委事務局の田上です。2点申し上げたいと思います。

まず1点目が、69 スライド目の小売料金に対する規律の在り方でございます。料金の監視につきましては、例えば、他のガス小売事業者との間でガス料金などに関する情報交換を行うなどの、関係法令に関する問題行為に対して、小売事業者を指導してきたところでございます。経過措置料金の解除が進む中で、さらに今後は需要家の利益の確保を図る観点から、個社の価格データの分析により、通常ではない動きをしている事業者の料金プランの調査や聞き取り、指導を行うなど、こうした監視を通じて、需要家に参考となる情報を積極的に発信してまいりたいと考えております。

情報公表の在り方に関しては、競争をゆがめないよう、どういうやり方がいいのかというのはいっしょに検討していきたいと思っております。また、橋本委員のほうから相談窓口の話がありました。実は電気とかガスも毎月公表しているんですが、なかなか周知できていないところはちょっと、われわれもどういう広報のやり方がいいかというのはいっしょに考えていきたいと思っております。

01 : 59 : 59

2点目は、79 スライド目の託送料金のことでございます。ガスの託送料金に物価等の上昇分を反映する件につきましては、監視等委の事務局では、電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度につきまして、第1規制期間の物価等上昇の反映に関する議論を取りまとめております。どの費用にどの公的指標を適用するかについては、一般送配電事業者

の方々から物価等の上昇による影響額を統一的に算出していただきまして、エビデンスに基づいた精緻な議論を重ねて導入が決まったものでございます。ガスの託送料金につきましても、消費者の、需要家の方々の納得感が得られるよう、事業者からのデータに基づく丁寧な議論、説明を行っていくことが重要と考えております。

また、客観的な項目的指標を基に物価等上昇の反映を行うのであれば、指標が下がった局面においても値下げの反映が行われることが必要となると考えられるため、こうした仕組みも含めた検討が必要ではないかと考えております。以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。それでは日本ガス協会の早川オブザーバー、どうぞ。

○早川オブザーバー

はい。日本ガス協会として主に3点コメントさせていただきます。まず、省人化・省力化の取り組みであります。今後、人口減少に伴って担い手不足の深刻化が想定される中にあっては、省人化・省力化に資する取り組みは喫緊の課題であると認識しております。

事務局資料にてご紹介いただきましたとおり、業界としてはスマート保安やDX等の取り組みをさらに加速していきたいと考えております。これに当たって、省人化・省力化に資する技術開発や、スマート保安技術の全国展開に関わる支援、メーターの検定有効期間や、漏えい検査の頻度に関するルール見直しに向けた対応につきましても、より一層加速していただくことをお願いしたいと考えております。

2点目に、小売料金の確認の在り方についてです。ガスシステム改革の議論においては、需要家ニーズに応えたさまざまな料金メニューが提供されるためには、事業者が自由に料金を設定できるようにすることが適当と整理をされております。小売料金水準の確認に当たっては、料金メニューに関する事業者の創意工夫を阻害することのないよう、また事業者負担の増大につながらないよう、丁寧に議論を深めていただくことをお願いしたいと考えております。

最後に、持続的な託送料金制度に向けた対応について申し上げます。業界としては、安心・安全・安定的なエネルギーを供給し、健全な財務基盤と体制を維持していくために、事業者が適切に費用回収を行える環境整備が重要であると考えております。近年、都市の規模を問わず、物価等の上昇が全国的に定着しつつあり、すでに託送料金の値上げ認可申請を実施する地方事業者が複数現れております。

しかしながら、現在の審査要領では、物価等の上昇の見通しを託送料金に反映することができません。このため、料金改定が認められるとしても、継続的なコスト上昇が続く状況下においては、改定後間もなく収支の悪化に苦しむことが懸念されます。持続的な安定供給の実現に向け、物価等の上昇の見通しを適切に託送料金に反映できるよう、審査要領の改定を早期に実現していただきたいと考えます。

以上の点を踏まえ、事業者が持続的な安定供給の担い手としての役割を果たし、社会、産業、地域の発展に貢献できるよう、今後の議論がいつそう深まることを期待しております。私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は東電エネルギーパートナーの出口オブザーバー、どうぞ。

○出口オブザーバー

はい。東京電力エネルギーパートナーの出口でございます。まず、資料3の15スライドに記載されている事業基盤整備と持続可能性の確保について、特に3グループ、4グループの地方ガス事業者を念頭に置いた議論と理解いたしました。その前提で私からは2点意見を述べさせていただきます。

1点目は小売市場の監視についてです。地方ガスエリアにおいて、小売りの競争環境だけではなく、上流である卸供給の競争環境についても監視対象として着目してはどうかと考えます。当社は自社エリア外にも数多く進出しておりまして、地元ガス会社さまへ卸供給のご相談をする機会もよくあるわけなのですけれども、交渉の中で、周辺の地方ガス会社へ卸している条件と同一、いわゆる外内外無差別だというふうに言われるケースがございます。それ以上の値下げは難しいと言われることがよくあるわけです。

02 : 05 : 02

もしこれが事実であれば、地方ガス向けの卸条件、とりわけ競争環境が働いていない場合は卸価格が割高な状態になり、結果としてそのエリアの小売料金も高止まりしている可能性があると考えます。

こうした事例は一部かもしれませんが、地方ガスの調達環境に競争原理が働けば、地方ガス事業者の他燃料との競争力や経営体力の回復につながり、燃転やDX、AI活用などの取り組みへの投資余力が生まれるのではないかと考えます。この観点も踏まえ、卸供給を含めた市場監視を検討していただきたいと思えます。

2点目は、保安分野の担い手不足への対応についてです。ご説明では、導管部門領域の業務を中心にスマートメーターを含むDX、AIによる省人化・省力化の取り組みをご紹介いただきました。しかし、現地作業の担い手不足は、導管・小売りの双方に共通する課題であり、特に小売り部門の消費機器保安や開閉栓業務でも同種の問題を抱えております。消費機器保安は小売りの責任範囲と整理したという理由で別物扱いとせず、担い手不足はガス事業全体の課題として包括的に議論いただきたいと考えます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。以上で私のほうが把握している発言ご希望は全てということ

になりますが、よろしいですか。それでは事務局のほうから、それぞれの発言についてコメントあるいはご回答を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○迫田ガス市場整備室長

はい。本日は3月31日ということで、本年度の一番最後の日、大変お忙しいところ誠に、委員・オブザーバーの方々におかれましてはありがとうございました。

本日は、今回の審議会の中で重要なというか、ガス事業は今後何をしていくのかという大きな議論の中で、大きなテーマということではありまして、特にDXやAIの活用、あと託送料金というのが大きな論点ということでありました。いずれにつきましても、皆さまからは内容についてはおおむねご賛同いただけたかなというふうに思っておりますけれども、DXやAIは、コメントにもございましたように、個別最適ではなく全体最適になるようにというお話がございました。まさにこうした視点というのが重要になるかと思っています。

特にガス事業においては、ガスの事業そのものだけに閉じるのではなく、かなり幅広い業務と関連しているというのが、この審議会でもかねてより取り扱ってきたテーマでございます。また、小売りという側面で見ても、自由化をしていくということでもありますので、さまざまなビジネスと連携をするというのはまさに自由化のメリットということにも捉えることができますし、今日の事例の中でも幾つか他事業者との連携といったようなものをお示しさせていただきましたけれども、そうしたことが少しずつ広がっていているのではないかとこのように考えているところでございます。

また、政府におきましても、資源エネルギー庁また経済産業省の内部のみならず、国交省さんともまちづくりの関係でエネルギーと掛け合わせて何ができるかといったような議論も始めているところでございますし、環境省さんとも、これも従来の部局を超えてさまざまな部局とも連携をさせていただいております。そうした中で、新たな取り組みにつなげていくものが生まれていけば大変望ましいなというふうに考えているところでございます。

また、料金のところにつきましては、具体的な制度の選択肢などについては、次回お示しさせていただきながら議論を深めていければなというふうに考えているところでございます。平野委員のほうからは、企業努力をどのような形で見ていくのかと。これも非常に重要な視点でございます。もちろん、今回の中では物価上昇など企業努力が及ばないようなところをどのような形で迅速に反映するのかというのが大きな論点ということではありますけれども、通常の料金改定の時には、企業努力というか、経営効率化も含めて判断していくのがもともとの料金制度ということになっておりました。

02 : 09 : 57

もちろん、企業努力が及ばないということで切り出して整理をしていくということでもありますけれども、一般的な料金制度の在り方として、経営効率化をどのような形で見てい

くのかというのは重要な視点であるというふうに思っております。

また、松村委員からも、今回の物価上昇に伴う料金の上げに対応する話として、実際に上がらなかった場合、下がっていった場合の扱いをどうするのかということでありました。こうした点も、制度の中立性をどういうふうに考えるのかという点でありますので、次回、こうした点も含めながら議論をさせていただければなというふうに考えているところでございます。

また、個別にご質問を頂いている点でございます。澁谷委員のほうから、スマート保安のところの計画、これを料金のところでどのような形で織り込むことが、仕組みが今どのようなになっているのかということでもありますけれども。こちらについては、今も料金の中に、必要な費用というのは基本的に織り込むことができるということになっております。今回議論することによって新たに項目を設けるということではなくて、いかに必要な費用というものが認められるかというか、しっかりと考慮されるようになっていくのかといったことをご議論していった、何をしていくのかといったことをしっかり世の中にも説明していき、そして、審査に当たっても適切にデータをもって説明していくということが必要になるのかなというふうに考えております。

また、56スライドでございますけれども、こちらの記載内容についてもご質問いただいたところでございます。この12月のガスワーキングの時に、こちらの中身について詳細な説明がなかったところではありますけれども、おそらくですが、こちらについては現行の制度というのがある種のトップランナー的な対応ということになっているところについて、他の事業者も対応していくことが必要ではないかということ、このデジタルリテラシーの底上げ、全体的に事業者が規制に対応していけるようにという趣旨で書いているのではないかというふうに考えているところでございます。

それと、武田委員からコメントがございました。今後の小売単価の公表の在り方についてということでありましたけれども、この点も、具体的にどのような形でお示すのかということと併せて、その影響、こういったことについてもまた改めてご議論いただけるようにしたいというふうに考えているところでございます。

あと、最後の79スライドの託送収支の確認の在り方について、その背景、趣旨はどういう点なのかということでありまして、透明性や公平性のよりいっそうの深みが必要であるという論点なのかというお話がございました。こちらは、事業の持続性といったものを事業者がどのように考えているのか、このような物価上昇の中で、今の託送収支の状況をどう見ているのかということ、ある種資源エネルギー庁として事業を所管している立場から、今後の事業者の方向、事業としてどのような将来像を描いていくのかといったことを伺っていくということも必要ではないかなと、こういうことも考えている中で挙げさせていただいている論点ということでございます。

それと、東電EPの出口オブザーバーのほうからもコメントを頂いたところでございます。卸についてということでありまして、こうした個別具体的なところの影響があるもの

については、しっかりと議論をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

02 : 15 : 03

また、一般論ということになってしまいますけれども、卸に影響があるということ自体は、問題があるということになりましたら、こちらの監視でも行っている話ということでありますので、具体的なその中身とともに今後議論をさせていただければというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○山内座長

それじゃあ、田岡さんから技術的なことについて。

○田岡保安政策課長

はい。産業保安・安全グループでございます。保安の観点でも何名かの委員からご意見を頂きまして、ありがとうございます。私どもも、産業構造審議会のガス安全小委員会で、ガス安全高度化計画 2030 の折り返しの改定の議論もいたしましたし、並行して、先ほど澁谷先生からご紹介いただきましたように、2040 年ごろを見据えた、もう少し視線を遠くに置いた中長期的な取り組みの議論も始めたところでございます。本日、平野委員や澁谷委員、それから橋本委員、それから男澤委員や各委員の皆さまに頂いた意見もしっかりと受け止めて検討してまいりたいと思います。この審議会とも接続して議論させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、今、3月31日の16時56分ということです。まだ、実は議題が2つ残っているのですけれども、これは簡単にご説明いただいて議論したいと思います。よろしくお願いいたします。

②制度環境の変化を踏まえた規制料金の対応について

③経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況

○迫田ガス市場整備室長

それでは、資料4と資料5につきましてご説明をさせていただきます。まず資料4でございますけれども、こちらの1スライドをご覧ください。

2026年4月以降に開始される事業年度から、新たに防衛特別法人税が賦課されるということになりまして、この防衛特別法人税を料金の原価に加えることができるように、各種規定を改正させていただこうというものでございます。具体的には3スライドであります

けれども、税についても、こちらは料金算定規則等において、例えば今は「法人税及び地方法人税並びに住民税」という項目があるところですが、こちらに今回の防衛特別法人税を追加させていただくというものでございます。こちらはガスのみならず、電力のほうでも同様の対応を取る方向で、現在調整を進めているところでございます。

また、資料5につきましては、東邦ガスの経過措置料金でございます。東邦ガスの経過措置料金につきましては、監視等委員会に対して意見を求めていたところでございますけれども、指定を解除することに異存はないという回答があったところでございます。こちらの5ページが意見聴取の結果ということでございます。

今後の対応でございますけれども、6スライドをお願いします。もともとこちらのワーキングで中身を議論させていただいておりましたけれども、議論自体は電力・ガス事業基盤構築小委員会、こちらからこのワーキングに対して下ろされていたものでございますので、この小委員会のほうにご報告をするという形を取らせていただければというふうに思っております。

なお、指定の解除日でございますけれども、ガス事業者における需要家への周知であるとか必要な手続きの対応も踏まえて、小委員会における報告のタイミングに合わせて決定することとしたいというふうに考えております。さらに、解除の日から3年間でございませぬけれども、特別な事後監視が行われていくということも併せてご報告させていただきます。

資料の5につきましては以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。ということで、4は防衛特別法人税の関係ですね。5は東邦ガスの小売りの経過措置の解除についてということですが、これについてご質問等は？ それじゃあ、田上オブザーバー、どうぞ。

○田上オブザーバー

02:20:00

はい。電取委事務局の田上です。資料5に関して一言申し上げたいと思います。

東邦ガスの規制料金の解除につきまして、今年の3月2日付で経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して意見の求めがありまして、3月23日の委員会におきまして審議の上、指定を解除することに異存はない旨を回答したところでございます。指定が解除された後3年間は、東邦ガスの小売料金の水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施してまいります。

また、監視等委員会では、2021年2月に東京ガス・大阪ガス・東邦ガスがそれぞれ表明した、ガス卸に関するコミットメントの順守状況等に関するフォローアップを定期的に行っており、東邦ガスの規制料金が解除された後も引き続きフォローアップを実施し、必要

な措置を検討してまいります。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。ということで、他に、これについてご意見はよろしいですかね。

それでは、皆さんにお認めいただいたということで、今後も進めていただくということになると思います。それから最初の資料3のほうは、さっき室長からもありましたけれども、基本的に皆さんに大きな方向性はご支持いただいたかというふうに思っておりますので、こういう内容でこれからも進めていくということをお願いしたいと思います。

17時1分になりましたので、この辺で今日の議論を閉じたいと思いますけれども。次回等について、事務局からお願いいたします。

○迫田ガス市場整備室長

はい。次回の議論につきましては、今回の議論を踏まえた継続論点や、都市ガスのカーボンニュートラル化についての議論を行えればと思っております。日程については改めてお知らせいたします。

4. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。ご熱心にご議論いただきましてありがとうございました。これで、第8回ガス事業環境整備ワーキンググループを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○迫田ガス市場整備室長

どうもありがとうございました。

○一同

ありがとうございました。

02 : 22 : 05